

## 環境影響評価法の一部改正

環境立県推進課

## 1 改正の経緯

- ・環境影響評価法は、大規模かつ国が一定の関与を行う事業（例：高速道路、ダム、飛行場等）の実施前に環境への影響を調査・予測・評価することで、より環境に配慮した事業の実施を確保するもの。
- ・平成 11 年の法施行以来 10 年が経過し、社会状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲拡大、事業計画の立案段階における環境保全のために配慮すべき事項等について、国の中央環境審議会等で検討。
- ・上記審議会での報告書をもとに、環境保全のための措置等の手続の新設等、同法の一部改正について閣議決定（平成 22 年 3 月 19 日）し、先の第 174 回通常国会に提案された。

## 環境影響評価法の一部を改正する法律案(閣法第 55 号)の要旨

- (1) 交付金事業を対象事業に追加（風力発電所については、政令改正により追加）
- (2) 事業の立案段階における環境影響評価の実施、その結果を記した計画段階環境配慮書の作成・公表を追加（第一種事業のみ）
- (3) 方法書段階における説明会の開催を義務化、環境大臣の技術的助言を規定
- (4) インターネットの活用等の情報提供手段の拡充
- (5) 事業着手後の環境保全措置の状況に関する報告書の作成、公表等を追加。
- (5) 一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日からの施行

## 2 現在の状況

- ・参議院可決後、衆議院環境委員会に付託され、現在も閉会中審査となった。
- ・次期国会以降、審議される見込み。

## 3 鳥取県環境影響評価条例の対応

- ・鳥取県環境影響評価条例の手続きや対象事業及び対象規模は、法の体系をベースに決定しているため、法改正に併せて条例・規則の見直しを予定。
- ・今後の法改正の状況を注視しながら、条例改正にあたっては、あらためて当審議会の御意見を伺う。

# 環境影響評価法 改正後のフロー(赤字・赤矢印が法改正事項)

対象事業

交付金事業を対象事業に追加 (政令改正:風力発電所を追加)

